

北谷町社会福祉器具借用申請書

令和 年 月 日

北谷町社会福祉協議会
会長 金城 宏徳 殿

申請人住所 _____

氏名 _____ 印

電話 _____

対象者との続柄 ()

下記により福祉器具 (車いす ・ 寝台 ・ エアーマット ・ シャワーチェア) の借用を申請します。

記

対象者

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

生年月日 明 ・ 大 ・ 昭 年 月 日

申請理由 (新規 ・ 更新)

福祉器具番号 NO

※ ご提出いただいた福祉器具借用申請書及び契約書に記載されている個人情報、当会の「福祉器具無償貸付事業」以外の目的には利用いたしません。

決 裁	第5条の規程により貸与する。 1, 身体障害者 (児) 者であって福祉器具を必要とするもの。 2, 寝たきり老人をかかえる家庭において福祉器具を必要とするもの。 3, その他事故による一時福祉器具を必要とするもの。 貸与しない (理由: _____)					
	会 長	副会長	局 長	次 長	係 長	担 当

福祉器具貸借契約書

北谷町社会福祉協議会長（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）は福祉器具の貸借について次の条項により締結する。

（目的）

第1条 この契約は甲が在宅の身体障害者、又はねたきり老人等に福祉器具を無償で貸与し、在宅要援護者の福祉増進を図ることを目的とする。

（福祉器具）

第2条 貸与する福祉器具の種類は次の通りとする。

- （1） 車椅子・シャワーチェア
- （2） ベッド（寝台）
- （3） エアーマット
- （4） 松葉杖
- （5） その他

（貸与期間）

第3条 福祉器具の期間貸与は最高期間6ヶ月とする。

（借受人義務）

第4条 乙は貸与を受けた福祉器具を維持管理するものとし、当該福祉器具を他の目的に使用及び、譲渡、交換、転貸、又は担保に供してはならない。

第5条 福祉器具の全部又は一部を破損し、又は滅失した場合は、全額又は一部を補償しなければならない。但し、やむをえない事由による場合は、この限りではない。

第6条 乙は当該福祉器具の利用が不必要となった場合は、すみやかに甲に当該福祉器具を返還しなければならない。

（器具の返還）

第7条 福祉器具の貸付を受けた者は、床ずれ防止マット器等については使用後は消毒をして、返還するものとする。

（貸付対象者）

第8条 福祉器具の貸与対象者は在宅障害（児）者、ねたきり老人及び福祉器具を必要とする者、ただし、病院及び施設等で使用するものは対象外とする。

（返還命令）

第9条 甲は乙が第5条から第6条までの条項に違反した場合には、当該福祉器具の返還を命ずることができる。

第10条 この契約に関し、疑義が生じた時は、乙は甲の指示に従うものとする。この契約の締結を証するため本書二通を作成し、甲乙双方の記名捺印のうえ各自一通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 北谷町社会福祉協議会長 ⑩

乙 住 所

氏 名 ⑩

☎
